

一般社団法人 日本歯科心身医学会 認定医制度細則

平成 19 年 3 月 17 日 制 定  
平成 20 年 7 月 20 日 一部改正  
平成 24 年 6 月 20 日 一部改正  
平成 27 年 7 月 17 日 一部改正  
令和 3 年 6 月 19 日 一部改正  
令和 6 年 2 月 9 日 一部改正

第 1 条 日本歯科心身医学会認定医制度規則の施行にあたって、同規則に定められた以外の事項については、この施行細則に従うものとする。

(認定医)

第 2 条 規則第 3 条を満たし認定医の申請を行う者は、次に定める申請書類に第 4 条に定める申請料をそえて認定委員会に提出するものとする。

1. 認定医申請書（様式 1）
2. 履歴書（様式 2）
3. 取得単位申告書（様式 3）
4. 心身医学に関する業績目録（様式 4）
5. 日本歯科心身医学会会員歴証明書（様式 2 履歴書に含む）
6. 研修認定証明書（様式 5）または研修認定指導医証明書（様式 12）
7. 歯科医師・医師免許証写し

但し、様式の記載が無いものの書式は自由とする。

研修認定証明書（様式 5）は、必ずその経験期間を明記するとともに、その臨床を経験した研修機関の指導医の証明を必要とする。尚、研修機関外にて研修した者は、指導医 2 名から研修認定指導医証明書（様式 12）に研修内容を保証する署名を得ることで代替できる。

規則第 3 条に基づく認定医の申請に必要な取得単位は、下記に定める単位の合計が 30 単位を越えることとする。

- ①本学会学術大会筆頭演者 10 単位
- ②本学会学術大会共同演者 5 単位
- ③本学会雑誌学術論文筆頭著者 20 単位
- ④本学会雑誌学術論文共著者 5 単位
- ⑤本学会研修会参加者 10 単位
- ⑥本学会学術大会参加者 10 単位

また、他学会雑誌に発表された歯科心身医学に関する学術論文については、その内容

について認定委員会でこれを審査し単位を与えることがある。

第3条 第2条および第5条に定める申請料は次の通りとする。

1. 認定医の認定申請時における申請料 10,000 円
2. 認定医認定証交付時における認定料 30,000 円
3. 認定医の更新申請時における申請料 10,000 円

第4条 認定医更新時の更新基準は次の条件を満たす者とする。

1. 更新申請時、本学会会員歴が引き続き5年以上の者
2. 本学会所定の単位を取得した者

取得単位数および規定を満たす合計単位数は認定医制度規則第2条に準ずる

3. 認定医期間中に本学会学術大会において1回以上学術発表を行うか、または、本学会雑誌あるいは他学会雑誌にて歯科心身医学に関する学術論文の掲載がある者（内容の適否は認定委員会にて審査を行う）

ただし認定医期間中に65歳に達した者、または65歳に達した日以降に認定医の認定を受けた者は、更新免除申請書（様式6）を認定委員会に提出することにより、規則第11条の適用を受けない。

第5条 認定医の更新を行う者は、次に定める申請書類に第3条に定める申請料をそえて認定委員会に提出するものとする。認定医の更新時の申請書類については、以下の通りとする。

1. 認定医更新申請書（様式7）
2. 取得単位申告書（様式3）
3. 心身医学に関する業績一覧表（様式11）
4. 日本歯科心身医学会会員歴証明書（様式10）

（指導医）

第6条 規則第5条を満たし指導医の申請を行う者は、次に定める申請書類に第7条に定める申請料をそえて認定委員会に提出するものとする。

1. 指導医申請書（様式8）
2. 履歴書（様式9）
3. 本学会5年間継続会員歴証明書（様式10）
4. 心身医学に関する業績目録（様式11）
5. 本学会認定医認定書（コピー）

規則第5条に基づく指導医の申請に必要な発表業績は、下記を全て満たすものとする。

- (1) 認定医取得後、本学会学術大会にて1回以上筆頭演者として研究発表を行った者
- (2) 認定医取得後、本学会雑誌に1回以上筆頭著者として学術論文の掲載がある者

第7条 第6条および第9条に定める申請料は次の通りとする。

1. 指導医の認定申請時における申請料 10,000 円

2. 指導医認定証交付時における認定料 30,000 円
3. 指導医の更新申請時における申請料 20,000 円

第 8 条 指導医更新時の更新基準は次の条件を満たす者とする。

1. 更新申請時、本学会会員歴が引き続き 5 年以上の者
2. 本学会所定の条件を満たした者  
本学会所定の条件は認定医制度規則第 5 条に準ずる
3. 指導医期間中に本学会学術大会において 1 回以上学術発表を行うか、または、本学会雑誌に学術論文を 1 回以上投稿した者  
ただし指導医期間中に 65 歳に達した者、または 65 歳に達した日以降に指導医の認定を受けた者は、更新免除申請書（様式 6）を認定委員会に提出することにより、規則第 10 条の適用を受けない。

第 9 条 指導医の更新を行う者は、次に定める申請書類に第 7 条に定める申請料をそえて認定委員会に提出するものとする。指導医の更新時の申請書類については、以下の通りとする。

1. 指導医更新申請書（様式 17）
2. 本学会 5 年間継続会員歴証明書（様式 10）
3. 心身医学に関する業績一覧表（様式 11）
4. 本学会指導医認定書（コピー）  
（研修機関）

第 10 条 研修機関とは、指導医の勤務する施設で、その指定は認定委員会で審査し理事会の承認を得て代議員会、総会に報告する。指定が取り消される場合も同様とする。研修施設の具備すべき条件は、次の 1~6 のすべてを満たす施設あるいは 7 に該当する施設とする。

1. 指導医が継続的に勤務していること
2. 歯科心身医療が継続的に行われていること
3. 本学会に研究発表等の積極的な参加を行っていること
4. 歯科心身医療の診断と治療に必要な歯科診療設備を有していること
5. 歯科心身医療に関する研修や教育が定期的に行われていること
6. 歯科心身医療に関する図書を有していること
7. 1~6 以外で認定委員会が学会認定研修歯科診療施設として理事会に推薦し、理事会が認定した施設

第 11 条 研修機関の認定を申請するに当たって、規則第 6 条第 1 号に該当する施設の代表者は、次の第 1 号及び第 2 号に定める申請書類を、また、規則第 6 条第 2 号に該当し細則第 11 条を満たす施設の代表者は、次の各号に定めるすべての申請書類を、申請審査料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。

1. 研修機関認定申請書（様式 13）

2. 指導医在籍証明書（様式 14）
3. 研修機関実績一覧報告書（様式 15）
4. 心身医学に関する業績一覧表（様式 11）

第 12 条 第 11 条および第 13 条に定める申請料は次の通りとする。

1. 研修機関の認定申請時における申請料 10,000 円
2. 研修機関認定証交付時における認定料 30,000 円
3. 研修機関の更新申請時における申請料 20,000 円

第 13 条 研修機関の更新に当たって、規則第 6 条第 1 号に該当する施設の代表者は、次の第 1 号及び第 2 号に定める申請書類を、また、規則第 6 条第 2 号に該当し細則第 11 条を満たす施設の代表者は、次の各号に定めるすべての申請書類を、認定委員会に提出しなければならない。

1. 研修機関更新申請書（様式 16）
2. 指導医在籍証明書（様式 14）
3. 研修機関実績一覧報告書（様式 15）
4. 心身医学に関する業績一覧表（様式 11）

第 14 条 資格更新申請者あるいは資格更新研修機関が、所定の期間内に必要な要件を満たせなかったときには、認定委員会へ資格更新保留申請書を提出し、許可を受けなければならない。また、保留申請が許可されたとき、その保留期間は 1 年を限度とし、これを超えたときは資格認定を取り消す。ただし、認定委員会が特段の事由があると認めるときは再延長することができる。なお、研修機関において、資格認定後もしくは資格更新後に指導医が欠員になった場合、あるいは指導医が他の指導医と交替した場合は、直ちに認定委員会に届け出なければならない。

第 15 条 申請書類は 2 年間有効である。

第 16 条 本細則の変更は、認定委員会の議を経て、理事会の承認を必要とする。

第 17 条 本細則の変更を必要とする場合は、認定委員会の議を経て理事会の承認を必要とする。